平成 30 年 3 月 16 日 健康福祉・医療委員会 健 康 福 祉 局

市第 177 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、 運営等の基準に関する条例等の一部改正

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「法」という。)の改正 に伴い、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備、運営等の基準に関する省令等(以下、「基 準省令等」という。)の改正が平成30年1月18日に公布され、30年4月1日に施行されます。

この基準省令等の改正に伴い、それを基に制定した関係条例等の一部を改正する必要がありますので提案します。

2 改正が必要な条例(全3条例)

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (平成24年12月28日条例第64号) 以下①とする。
- (2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (平成24年12月28日条例第65号)以下②とする。
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月28日条例第66号)以下③とする。

3 具体的な改正内容

国の基準省令等で示された次の内容を改正します。なお、改正内容がいずれの条例に含まれる ものかは、以下の各項目末尾に記載した①~③に示しています。

(1) 新サービスに関する基準の策定:①

ア 指定就労定着支援

通所型障害福祉サービスを利用した後、一般企業へ就職した障害者に対し、就労定着支援員が 就労の継続を図るための支援を行う事業について、支援内容、人員、実施主体、設備等の基準 について定めます。

人員についての基準

(就労定着支援員)

- ・利用者40人に対し1人以上
- (サービス管理責任者)・利用者60人以下:1人以上
 - ・利用者61人以上:1人に、利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - 1人以上は常勤でなければならない。

イ 指定自立生活援助

入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、地域生活支援員が定期的な訪問や随時に必要な対応を行う事業について、支援内容、人員、実施主体等の基準について定めます。

人員についての基準

(地域生活支援員) ・利用者25人に対し1人を標準とし、1人以上が必須 (サービス管理責任者)・利用者30人に対し1人以上

(2) 「日中サービス支援型指定共同生活援助」の基準策定:①

指定共同生活援助(グループホーム)について、日中サービスの提供を認める場合の支援 内容、人員基準、運営、設備等の基準について定めます。

人員についての基準

(世話人)・夜間及び深夜以外の時間帯における世話人の総数 利用者5人に対し1人以上 (生活支援員)・夜間及び深夜以外の時間帯における生活支援員の総数 次のアからエまでに 掲げる数の合計数以上

- ア 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- イ 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- ウ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- エ 障害支援区分6に該当する利用者の数を 2.5 で除した数

(サービス管理責任者)・利用者 30 人に対し1人以上

・また、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者を置く。(宿直勤務を除く。)

(3) 「共生型サービス」の基準策定:①

介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば、対応する障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の事業所として指定を受けられるよう、特例を設けます。

| 障害福祉サービス | | 介護保険法、児童福祉法によるサービス | |
|---------------|-------------------|--------------------|--|
| 居宅介護 | \Leftrightarrow | 訪問介護 | |
| | \Leftrightarrow | 通所介護、地域密着型通所介護、 | |
| 生活介護 | | 児童発達支援、放課後等デイサービス | |
| | ← | 小規模多機能型居宅介護 | |
| 自立訓練 | \Leftrightarrow | 通所介護、地域密着型通所介護 | |
| (機能訓練・生活訓練) | ← | 小規模多機能型居宅介護 | |
| 海地 7 正 | \Leftrightarrow | 短期入所生活介護 | |
| 短期入所 | ← | 小規模多機能型生活介護 | |

(4) 指定自立訓練の対象者要件の削除:①

リハビリや生活訓練を行う「指定自立訓練」について、事業対象者についての記載を削除 し、障害種別を問わず事業を利用できるようにします。

(5) 指定重度障害者等包括支援の基準変更:①

支援計画の名称を「重度障害者等包括支援サービス利用計画」から「重度障害者等包括支援計画」に変更する等の改正を行います。

(6) 多機能型事業所で行う事業の追加: ①③

異なるサービスを一体的に行う「多機能型事業所」において実施できる事業に、児童福祉 法に新たに位置づけられた「指定居宅訪問型児童発達支援(※)」(平成30年4月開始)を追加します。

(※) 指定居宅訪問型児童発達支援…重症心身障害児などで、障害児通所支援を利用するため に外出することが著しく困難な障害児を対象に、作業療法士などが居宅を訪問し療育を 行うサービス。

(7) 指定共同生活援助における特例の3年延長:①

グループホームにおいては、グループホームの生活支援員による支援が原則ですが、重度の障害者に対する介護については、一時的に職員の加配が必要な場合があるため、現在は特例として居宅介護サービスの提供が外部から受けられることになっています。この特例の期間を3年延長し、平成33年3月末までとします。

(8) 生活介護・自立訓練事業者に対する努力義務の追加:①③

生活介護 (デイサービス)・自立訓練の事業者に対し、利用者が一般企業に就職した後 6 か月間、職場への定着のための支援について努めることを追加します。

(9) 就労移行支援事業者に対する義務の追加:①③

就労移行支援のサービス内容に、職場への通勤訓練を行うことを追加します。

(10) 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運用の期限の設定:②

福祉型障害児施設入所中に18歳を迎えた障害者は原則として障害者支援施設(18歳以上の障害者の入所施設)や地域に移行することとされており、この移行に努めていますが、これが困難な方もいるため、福祉型障害児施設への継続的な入所を特例として認める運用を、平成33年3月末までとします。

4 条例の施行予定日

平成30年4月1日

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(①)
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(③)

※二重下線は改正箇所

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|---|--------------|-------------------|-----------------------|
| 1 | 就労定着支援の基本 | 就労定着支援では、企業での就労 | 就労定着支援事業は、利用者が自立した |
| ' | 方針 | の継続を図るために必要な関係機 | 日常生活又は社会生活を営むことができ |
| | 【①指定基準:第194条 | 関、本人との連絡調整その他の支 | るよう、法第5条第15項の支援を受けて |
| | 02] | 援を行うことを定義。 | 通常の事業所に新たに雇用された障害者 |
| | | 【新設】 | に対して、同項の期間にわたり、当該通 |
| | | | 常の事業所での就労の継続を図るために |
| | | | 必要な当該通常の事業所の事業主、障害 |
| | | | 福祉サービス事業者等、医療機関その他 |
| | | | の者との連絡調整その他の支援を適切か |
| | | | つ効果的に行うものでなければならな |
| | | | <u> </u> |
| 2 | 就労定着支援の人員 | 就労定着支援で置くべき人員を以 | 事業所に置くべき就労定着支援員の数 |
| | 基準 | 下の通り定める。 | は、指定就労定着支援事業所ごとに、常 |
| | 【①指定基準:第194条 | 就労定着支援員 | 勤換算方法で、利用者の数を40で除した |
| | の3] | ・利用者40人に対し1人以上 | <u>数以上とする。</u> |
| | | サービス管理責任者 | 指定就労定着支援事業者は次に掲げる員 |
| | | ·利用者60人以下: 1人以上 | 数をサービス管理責任者として置くもの |
| | | ・利用者61人以上:1人に、利用 | <u>とする。</u> |
| | | 者が60人を超えて40又はその端数 | (1) 利用者の数が60人以下 1人以上 |
| | | を増すごとに1人を加えて得た数 | (2) 利用者の数が61人以上 1に、利用 |
| | | 以上 | 者の数が60を超えて40又はその端数を増 |
| | | ・1人以上は常勤でなければなら | <u>すごとに1を加えて得た数以上</u> |
| | | ない。 | サービス管理責任者のうち1人以上は、 |
| | | | <u>常勤でなければならない。</u> |
| | | 【新設】 | |
| 3 | 設備及び備品 | 就労定着支援・自立生活援助事業 | 事業者は、事業の運営を行うために必要 |
| | 【①指定基準:第194条 | 者が、事業の運営に必要な設備や | な広さの区画を有するとともに、支援の |
| | の5、194条の16】 | 備品を備えることを定める。 | 提供に必要な設備及び備品等を備えなけ |
| | | 【新設】 | <u>ればならない。</u> |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|---|-----------------------|-----------------------|---|
| 4 | 就労定着支援のサー | 就労定着支援事業におけるサービ | サービス管理責任者は、次に掲げる業務 |
| - | ビス管理責任者の業 | ス管理責任者の業務について、個 | <u>を行うものとする。</u> |
| | 務 | 別支援計画の策定等、他のサービ | (1) 利用申込者の利用に際し、その利用 |
| | 【①指定基準:第194条 | スと同様の業務のほか、 | 者に係る指定障害福祉サービス事業者等 |
| | Φ6] | (1) 利用者の心身の状況や他のサ | に対する照会等により、当該利用者の心 |
| | 0001 | ービスの利用状況の把握 | 身の状況、当該指定就労定着支援事業所 |
| | | (2) 必要な支援を行うこと | 以外における指定障害福祉サービス等の |
| | | (3) 他の従業者に対する技術指 | 利用状況等を把握すること。 |
| | | 導・助言等を行う | (2) 利用者の心身の状況、その置かれて |
| | | こと定める。 | いる環境等に照らし、利用者が地域にお |
| | | 【新設】 | いて自立した日常生活又は社会生活を継 |
| | | | 続して営むことができるよう必要な支援 |
| | | | <u>を行うこと。</u> |
| | | | (3) 他の従業者に対する技術指導及び |
| | | | 助言を行うこと。 |
| 5 | 就労定着支援の実施 | 就労定着支援事業を行う事業者に | 指定就労定着支援事業者は、過去3年間 |
| | 主体 | ついて、過去3年において平均1 | において平均1人以上、通常の事業所に |
| | 【①指定基準:第194条 | 人以上、障害者を一般企業へ就職 | 新たに障害者を雇用させている生活介護 |
| | の7】 | させた実績のある指定事業所(生 | |
| | _ | 活介護、就労移行、就労継続、自 | <u>等に係る指定障害福祉サービス事業者で</u> |
| | | 立訓練)であることを定める。 | <u>なければならない。</u> |
| | | 【新設】 | |
| 6 | 就労定着のための支 | 就労支援事業者が行う支援内容に | 指定就労定着支援事業者は、新たに障害者を |
| | 援 | ついて、関係機関を含めた連絡調 | 雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福 |
| | 【①指定基準:第194条 | 整や、月に1回以上の本人及び職 | <u>祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調</u> |
| | Ø8] | 場への支援について努力義務を定 | 整及び連携を行うとともに、利用者及びその |
| | | | 家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常 |
| | | める。 【新設】 | 生活又は社会生活を営む上での各般の問題に |
| | | 【利 f 文 】 | 関する相談、指導、助言その他の必要な支援 |
| | | | を提供しなければならない。 |
| | | | 指定就労定着支援事業者は、支援を提供する |
| | | | に当たっては、1月に1回以上、当該利用者 |
| | | | との対面により行うとともに、1月に1回以上 当該利用者を雇用した通常の事業所の事業 |
| | | | 上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事 業主を訪問することにより当該利用者の職場 |
| | | | <u>業主を訪问することにより当該利用者の職場</u> での状況を把握するよう努めなければならな |
| | | | |
| | | | <u>V.</u> |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|---|--|---|--|
| 8 | 域日 就労定着における離職者の支援 【(①指定基準:第194条の9】 運営規程 【①指定基準:第194条の10】 | 成正の趣自 就労定着支援サービス利用中に離 職した障害者で、再就職を希望す る者への支援を義務付ける。 【新設】 就労定着支援事業者が定めるべき 運営規程の内容について、定める。 【新設】 | 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供する期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容(3) 営業日及び営業時間(4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額(5) 通常の事業の実施地域(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 |
| 9 | 記録の整備 【①指定基準:第194条 の11】 | 指定就労定着支援事業者が整備すべき記録について、定める。 【新設】 | 類を定めた場合には、当該障害の種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する 事項 (8) その他運営に関する重要事項 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)指定就労定着支援の提供の記録 (2)就労定着支援計画 (3)市町村への通知に係る記録 (4)苦情の内容等の記録 (5)事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録 |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|--|---|---|
| 11 | 項目 自立生活援助の基本 方針 【①指定基準:第194条 の13】 自立生活援助の従業 者の員数 【①指定基準:第194条 の14】 | 自立生活援助では、地域において 自立した生活ができるよう、定期 的な巡回や随時の通報を受け、うことを定義。 【新設】 就労定者支援に置くべき人員を 以下の通生活支援員 ・事業所ごとに1人以上が必須 ・利用者25人に対し1人を標準と する。 | 世に後の条文(要約) 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に行われるものでなければならない。 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに1人以上 (2) サービス管理責任者 指定自立生 |
| 12 | 自立生活援助の実施 主体 【①指定基準:第194条 の17】 | サービス管理責任者 ・利用者30人に対して1人以上 【新設】 自立生活援助を行う事業者は、指 定障害福祉サービスのうち、訪問 系サービス、入所施設やグループ ホーム等、相談支援事業者でなけ ればならない旨を規定。 【新設】 | (2) リーヒス管理員任有 指定日立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数ア 利用者の数が30人以下 1人以上イ利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(1)の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、規則第25条第6号の宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。 |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|---|---|--|
| 13 | 定期的な訪問による 支援 【①指定基準:第194条 の18】 | 自立生活援助事業者に対し、おおむね週に1回以上利用者を訪問することにより支援することを定める。 【新設】 | 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。 |
| 14 | 随時の通報による支援等 【①指定基準:第194条 の19】 | 自立生活援助事業者に対し、利用者からの通報があった場合には速やかに状況を把握し、必要な措置を講じなければならないことを定める。 【新設】 | 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況の把握を行わなければならない。 指定自立生活援助事業者は、状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。 |
| 15 | 日中サービス支援型 指定共同生活援助の 基本方針 【①指定基準:第200条 の7】 | 日中サービス支援型指定共同生活 援助の事業では、常時の支援体制 を確保し、利用者の状況に応じて 相談、入浴、排せつ、食事の介護 その他日常生活上の援助を効果的 に行う者であることを定める。 【新設】 | 日中サービス支援型指定共同生活援助の 事業は、常時の支援体制を確保することにより利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|--------------|------------------------|--|
| 16 | 日中サービス支援型 | 日中サービス支援型指定共同生活 | 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にお |
| | 指定共同生活援助の | 援助に置くべき人員について、以 | ける日中サービス支援型指定共同生活援 |
| | 人員基準 | 下のとおり規定する。 | 助の提供に当たる世話人の総数は、日中 |
| | 【①指定基準:第200条 | ・世話人:利用者5人に対し1人 | サービス支援型指定共同生活援助事業所 |
| | の8】 | 以上 | ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 5で除した数以上 |
| | 0/8] | 以工 | <u>すくほとた数以上</u> 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にお |
| | | ルズナゼ号・利田老の時宝士 ゼ | ける生活支援員の総数は、事業所ごとに、 |
| | | ・生活支援員:利用者の障害支援 | 常勤換算方法で、次のアからエまでに掲 |
| | | 区分に応じ、アからエまでに掲げ | <u>げる数の合計数以上</u> |
| | | る数の合計数以上。 | ア 区分3に該当する利用者の数を9で |
| | | ア:区分3に該当する利用者の数 | <u>除した数</u> |
| | | を9で除した数 | <u>イ 区分4に該当する利用者の数を6で</u> |
| | | イ:区分4に該当する利用者の数 | <u>除した数</u> |
| | | を6で除した数 | ウ 区分5に該当する利用者の数を4で 除した数 |
| | | ウ:区分5に該当する利用者の数 | <u>端した数</u> エ 区分6に該当する利用者の数を2.5 |
| | | を4で除した数 | で除した数 |
| | | エ:区分6に該当する利用者の数 | サービス管理責任者 事業所ごとに、ア |
| | | を2.5で除した数 | 又はイに掲げる利用者の数の区分に応 |
| | | | じ、それぞれア又はイに掲げる数 |
| | | ・サービス管理責任者:利用者30 | ア 利用者の数が30人以下 1人以上 |
| | | 人に対し1人以上 | <u>イ 利用者の数が31人以上 1に、利用</u> |
| | | ・夜勤を行う世話人もしくは生活 | 者の数が30を超えて30又はその端数を増 すごとに1を加えて得た数以上 |
| | | 支援員を1人以上置く | 前項に規定する日中サービス支援型指定 |
| | | ・従業者のうち1人以上は常勤で | 共同生活援助の従業者のほか、共同生活 |
| | | なければならない | 住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通 |
| | | | じて1人以上の当該時間帯に勤務(宿直 |
| | | 【新設】 | <u>勤務を除く。)を行う世話人又は生活支</u> |
| | | 1771 HAZ | <u>援員を置くものとする。</u> |
| | | | 従業者のうち1人以上は、常勤でなけれ |
| | | | <u>ばならない。</u> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|--|---|---|
| 17 | 日中サービス支援型 指定共同生活援助の 設備 【①指定基準:第200条 の10】 | 日中サービス支援型指定共同生活 住居について、地域住民との交流 の機会が確保される地域にあるこ と等を規定。 【新設】 日中サービス支援型指定共同生活 援助事業所の定員を4人以上とす る。 | 日中サービス支援型指定共同生活援助に 係る共同生活住居は、住宅地又はこれと 同程度に利用者の家族及び地域住民との 交流の機会が確保される地域にあり、か つ、入所施設又は病院の敷地外にあるよ うにしなければならない。 日中サービス支援型指定共同生活援助事 業所は、1以上の共同生活住居を有する ものとし、当該共同生活住居の入居定員 の合計は、4人以上とする。 |
| | | 【新設】 共同生活住居の設備を、利用者の特性に応じ工夫する。 【新設】 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。1の建物に複数の共同生活住居を設ける場合、利用定員の合計は原則として20人以下とする。 | 共同生活住居の配置、構造及び設備は、 利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。 共同生活住居の数は1の建物につき1とし、その入居定員は2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複 |
| | | 【新設】 | 数の共同生活住居を設けることができる ものとし、当該複数の共同生活住居の入 居定員の合計は、20人以下とする。 既存の建物を共同生活住居とする場合に |
| | | 既存の建物を共同生活住居とする場合は、入居定員を2人以上20人以下(特に必要がある場合は30人以下)とする。 【新設】 | あっては、前項の規定にかかわらず、当 該共同生活住居の入居定員を2人以上20 人(市長が特に必要があると認めるとき は、30人)以下とすることができる。 |
| | | 既存の建物を共同生活住居とした場合の改築の際の規定【新設】 | 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。 |

| 共同生活援助は1以上のユニットを有するものとする。 【新設】 ユニットの入居定員を2人以上10人以下とする。 【新設】 | 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。 |
|--|--|
| ユニットの基準について、 (1) 居室の定員は原則 1 人、必要 と認められる場合は 2 人とするこ とができる。 【新設】 | ユニットの基準は、次のとおりとする。 (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 |
| ユニットの基準について、 (2) 1 つの居室の面積は7.43平方 メートル以上とする。 【新設】 | (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|---|--|---|
| 18 | 日中サービス支援型 指定共同生活援助の 運営主体 【①指定基準:第200条 の11】 日中サービス支援型 | 日中サービス支援型指定共同生活 援助を行う事業者は、短期入所(併 設型もしくは単独型)事業を合わ せて行う者とする。 【新設】 日中サービス支援型指定共同生活 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所(併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。)の事業を行う者でなければならない。 介護は、利用者の身体及び精神の状況に |
| | 指定共同生活援助で 行う介護及び家事 【①指定基準:第200条 の12】 | 援助で行われる介護・家事について、適切な技術を持って行わなければならない。 【新設】 | 応じ、利用者の自立の支援及び日常生活 の充実に資するよう、適切な技術をもっ て行わなければならない。 |
| | | 家事等については、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努める。 【新設】 | 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。 |
| | | 常時 1 人以上の従業者を従事させる。 【新設】 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。 |
| | | 利用者本人の負担により、当該事業所の従業者以外の者からの介護を受けさせてはならない。 【新設】 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。 |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|-----------------|---------------------------|--|
| 20 | 日中サービス支援型 | 日中サービス支援型指定共同生活 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事 |
| | 指定共同生活援助で | 援助事業者が、 | 業者は、利用者の身体及び精神の状況又 |
| | 行う社会生活上の便 | ・利用者の状況に応じ、社会生活 | <u>はその置かれている環境等に応じて、利</u> |
| | | 上必要な支援を適切に行うこと、 | 用者の意向に基づき、社会生活上必要な |
| | 宜の供与等 | | 支援を適切に行わなければならない。事 |
| | 【①指定基準:第200条 | ・利用者について他の事業者との | 業者は、利用者について、特定相談支援 |
| | の13 】 | 連絡調整に努めること、 | 事業を行う者又は他の障害福祉サービス |
| | | ・利用者が必要とする行政機関に | の事業を行う者等との連絡調整に努めな |
| | | 対する手続きについて、同意を得 | ければならない。事業者は、利用者が日常生活な学は、「アンアン会社が関いたける |
| | | た上で代行すること、 | 常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族 |
| | | ・利用者の家族との連携を図り、 | が行うことが困難である場合は、その者 |
| | | 交流の機会を確保すること | の同意を得て代わって行わなければなら |
| | | 等を規定する。 | ない。事業者は、常に利用者の家族との |
| | | 【新設】 | 連携を図るとともに、利用者とその家族 |
| | | ¥ 191 H.A. Z | との交流等の機会を確保するよう努めな |
| | | | <u>ければならない。</u> |
| 21 | 短期入所(従業者の員 | 短期入所事業の人員に関する基準 | 第200条の6の日中サービス支援型指定 |
| | 数) | において、日中サービス支援型指 | 共同生活援助事業者 |
| | 【①指定基準:第100条】 | 定共同生活援助事業者が短期入所 | |
| | [①]日定签十:第100米】 | を実施する場合を追加。 | |
| | | | |
| 22 | 「共生型障害福祉サ | 【新設】 今回の改正で追加される「共生型 | サル刑除宝垣がサービュー 辻笠 41 冬の |
| 22 | 一ビス」の定義 | す回の改正で追加される「共王堂 | 共生型障害福祉サービス 法第 41 条の2第1項の申請に係る法第 29 条第1項 |
| | 【①指定基準:第2条】 | する。【新設】 | の指定を受けた者による指定障害福祉サ |
| | TOTALET : NIEWI | 7 O 6 KAPILICA | ービスをいう。 |
| | | | |
| 23 | 共生型居宅介護の人 | 介護保険の訪問介護事業者が、共 | 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、 |
| | 員基準について | 生型居宅介護の事業を行う場合、 | 当該指定訪問介護事業所が提供する指定 |
| | 【①指定基準:第44条の | 両事業の利用者合計に対し、訪問 | 訪問介護を利用する者の数を指定訪問介 |
| | 3 (1)] | 介護事業所として必要な人数を満 | 護を利用する者及び共生型居宅介護を受ける利用者の数の会計数でなる。 |
| | • (1) 1 | たすことを要件とすることについ | <u>ける利用者の数の合計数であるとした場</u> |
| | | て規定する。 | <u>合における当該指定訪問介護事業所とし</u> て必要とされる物以上であること |
| | | 【新設】 | <u>て必要とされる数以上であること。</u> |
| | | | |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|-------------------|-----------------|-----------------------------|
| 24 | 共生型居宅介護の運 | 介護保険の訪問介護事業者が、共 | 共生型居宅介護を受ける利用者に対して |
| 27 | 営について | 生型居宅介護事業を行う場合、他 | 適切なサービスを提供するため、指定居 |
| | 【①指定基準:第44条の | の事業者等から適切な技術的支援 | <u>宅介護事業所その他の関係施設から必要</u> |
| | 3 (2)] | を受けることについて規定する。 | な技術的支援を受けていること。 |
| | | | |
| 25 | , 共生型重度訪問介護 | 介護保険の訪問介護事業者が、共 | 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、 |
| | の人員基準について | 生型重度訪問介護の事業を行う場 | 当該指定訪問介護事業所が提供する指定 |
| | 【①指定基準:第44条 | 合、両事業の利用者合計に対し、 | 訪問介護を利用する者の数を指定訪問介 |
| | Ø4 (1)] | 訪問介護事業所として必要な人数 | 護を利用する者及び共生型重度訪問介護 |
| | | を満たすことを要件とすることに | を受ける利用者の数の合計数であるとし |
| | | ついて規定する。 | た場合における当該指定訪問介護事業所 |
| | | 【新設】 | として必要とされる数以上であること。 |
| 26 | 共生型重度訪問介護 | 介護保険の訪問介護事業者が、共 | <u>共生型重度訪問介護を受ける利用者に対</u> |
| | の運営について | 生型重度訪問介護事業を行う場 | して適切なサービスを提供するため、指 |
| | 【①指定基準:第44条の | 合、他の事業者等から適切な技術 | 定居宅介護事業所その他の関係施設から |
| | 4 (2)] | 的支援を受けることについて規定 | <u>必要な技術的支援を受けていること。</u> |
| | + (2) 1 | する。【新設】 | |
| 27 | 共生型生活介護を行 | 児童発達支援・放課後等デイサー | 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デ |
| _, | う指定児童発達支援 | ビスを行う事業者が、共生型生活 | <u>イサービス事業所の従業者の員数が、当該指</u> |
| | | 介護の事業を行う場合、利用者合 | 定児童発達支援事業所等が提供する指定児童 |
| | 事業者、放課後等デイ | 計に対し、児童発達支援・放課後 | 発達支援又は指定放課後等デイサービスを受 |
| | サービス事業者の人 | 等デイサービス事業の人員基準を | ける障害児の数を指定児童発達支援等を受け |
| | 員基準 | 満たすことを要件とする。 | <u>る障害児の数及び共生型生活介護を受ける利</u> |
| | | 【新設】 | <u>用者の数の合計数であるとした場合における</u> |
| | 【①指定基準:第95条の - | | 当該指定児童発達支援事業所等として必要と |
| | 3 (1)] | | される数以上であること。 |
| 28 | 共生型生活介護等 (生 | 共生型生活介護事業を行う場合、 | (2) 共生型生活介護を受ける利用者に |
| | 活介護・自立訓練 | 他の事業者等から適切な技術的支 | 対して適切なサービスを提供するため、 |
| | (生活訓練・機能訓練含 | 援を受けることについて規定す | 指定生活介護事業所その他の関係施設か |
| | む)以下同じ。)の運 | る。 | <u>ら必要な技術的支援を受けていること。</u> |
| | 営について | 【新設】 | |
| | 【①指定基準:第95条の | | |
| | 3 (2)、第95条の4(3)、 | | |
| | 第95条の5 (5)、第149 | | |
| | 条の3 (3)、第149条の | | |
| | 4(5)、第159条の3(3)、 | | |
| | 第159条の4 (5)】 | | |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 29 | 共生型生活介護等を | 指定通所介護事業者が、共生型生 | 指定通所介護事業所又は指定地域密着型 |
| 20 | | | 通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の |
| | 行う指定通所介護事 | 活介護事業を行う場合、通所介護 | 面積を、指定通所介護又は指定地域密着 |
| | 業者の設備基準 【①指定基準:第95条の | 利用者及び生活介護利用者の合計 | 型通所介護を利用する者の数と共生型生 |
| | 【①指定基準: 第90条の 4(1)、第149条の3(1)、 | 人数に対し、一人当たり3平方メ | 活介護を受ける利用者の数の合計数で除 |
| | 4(1)、第149余の3(1)、 第159条の3(1)】 | ートル以上であることを規定。 | して得た面積が3平方メートル以上であ |
| | 第139条の3(1)】 | 【新設】 | <u>ること。</u> |
| 30 | 共生型生活介護等を | 指定通所介護事業者が、共生型生 | 指定通所介護事業所等の従業者の員数 |
| | 行う指定通所介護事 | | が、当該指定通所介護事業所等が提供す |
| | 業者の人員基準 | 活介護事業を行う場合、利用者の | る指定通所介護等を利用する者の数を指 |
| | | 合計に対し、通所介護事業所等と | 定通所介護等を利用する者の数及び共生 |
| | 【①指定基準:第95条の | しての人員基準を満たしているこ | 型生活介護を受ける利用者の数の合計数 |
| | 4(2)、第149条の3(2)、 | とを規定。 | であるとした場合における当該指定通所 |
| | 第159条の3 (2)】 | 【新設】 | <u>介護事業所等として必要とされる数以上</u> |
| | | | <u>であること。</u> |
| 31 | 共生型生活介護等を | 指定小規模多機能型居宅介護事業 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の |
| | 行う指定小規模多機 | 者等が共生型生活介護を行う場 | 登録定員を29人以下、サテライト型指定 |
| | 能型居宅介護事業者 | 合、登録定員を29人以下、「サテ | 看護小規模多機能型居宅介護事業所又は |
| | 等の登録定員 | ライト型」については18人以下に | サテライト型指定介護予防小規模多機能 |
| | 【①指定基準:第95条の | する。 | 型居宅介護事業所にあっては18人以下と |
| | 5(1)、第149条の4(1)、 | 【新設】 | <u>すること。</u> |
| | 第159条の4(1)】 | | |
| 32 | 共生型生活介護等を | 指定小規模多機能型居宅介護事業 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供 |
| | 行う指定小規模多機 | 者等が共生型生活介護を行う場 | する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通 |
| | | 合、通いサービスの利用定員を、 | いサービスの利用定員を登録定員の2分の1 |
| | 能型居宅介護事業者 | ・登録定員の1/2~15人 | から15人(登録定員が25人を超える指定小規 |
| | 等の利用定員 | ・登録定員が25名を超える場合は | 模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録 |
| | | 右の表に定める人数、 | 定員に応じて次の表に定める通いサービスの |
| | 【①指定基準:第95条の | ・サテライト型にあっては12人ま | 利用定員、サテライト型指定小規模多機能型 |
| | 5(2)、第149条の4(2)、 | での範囲とする。 | 居宅介護事業所等にあっては12人) までの範 |
| | 第159条の4(2)】 | 【新設】 | 囲内とすること。 |
| | | | |
| | | | <u>登録定員</u> <u>通いサービス</u> の利用定員 |
| | | | <u>の利用定員</u> |
| | | | <u>26 人又は 27 人</u> <u>16 人</u> |
| | | | $\frac{28 \text{\AA}}{20 \text{Å}}$ |
| | | | <u>29 人</u> <u>18 人</u> |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|--|---|--|
| 33 | 共生型生活介護等を 行う指定小規模多機 能型居宅介護事業者 等の設備基準 【①指定基準:第95条の 5(3)、第149条の4(3)、 第159条の4(3)】 | 指定小規模多機能型居宅介護事業 者が共生型生活介護を行う場合、 居間及び食堂について適当な広さ を有すること。 【新設】 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しう る適当な広さを有すること。 |
| 34 | 共生型生活介護等を 行う指定小規模多機 能型居宅介護事業者 等の人員基準 【①指定基準:第95条の 5(4)、第149条の4(4)、 第159条の4(4)】 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者が共生型生活介護を行う場合、利用者合計に対して、母体となる事業の基準を満たした人員を配置することを求めるもの。 【新設】 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。 |
| 35 | 共生型短期入所を行 う指定短期入所生活 介護等の居室の面積 基準 【①指定基準:第110条 の3(1)】 | 指定短期入所生活介護等の事業者 が共生型短期入所を行う場合、利 用者の合計人数に対し、一人当た り10.65平方メートル以上を確保 すること。 【新設】 | 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室の面積を指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を利用する者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。 |
| 36 | 共生型短期入所を行 う指定短期入所生活 介護事業者等の人員 基準 【①指定基準:第110条 の3(2)】 | 指定短期入所生活介護事業者が共生型短期入所を行う場合、利用者合計に対して、母体となる事業の基準を満たした人員を配置することを求めるもの。 【新設】 | 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等を利用する者の数を指定短期入所生活介護等を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 |
| 37 | 共生型短期入所の運営について 【①指定基準:第110条 の3(3)、第110条の4 (3)】 | 共生型短期入所事業を行う場合、 他の事業者等から適切な技術的支援を受けることについて規定する。 【新設】 | 共生型短期入所の利用者に対して適切な サービスを提供するため、指定短期入所 事業所その他の関係施設から必要な技術 的支援を受けていること。 |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 38 | 共生型短期入所を行 | 指定小規模多機能型居宅介護事業 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に |
| | う指定小規模多機能 | 業者が共生型短期入所を行う場合 | 個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該 |
| | 型居宅介護事業者等 | に、個室以外の宿泊室を設ける場 | 個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス |
| | の宿泊室の面積基準 | 合は、定員一人当たり7.43平方メ | <u>の利用定員から個室の定員数を減じて得</u> |
| | 【①指定基準:第110条 | ートルを確保すること。 | た数で除して得た面積が、おおむね7.43 |
| | σ 4 (1)] | 【新設】 | 平方メートルであること。 |
| 39 | 共生型短期入所を行 | 指定小規模多機能型居宅介護事業 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の |
| | う指定小規模多機能 | 者等が共生型短期入所を行う場 | 従業者の員数が、当該指定小規模多機能 |
| | 型居宅介護事業者等 | 合、利用者合計に対して、母体と | 型居宅介護事業所等が提供する宿泊サー |
| | の人員基準 | なる事業の基準を満たした人員を | ビスを利用する者の数を宿泊サービスを |
| | 【①指定基準:第110条 | 配置することを求めるもの。 | 利用する者の数及び共生型短期入所の利 |
| | の 4 (2) 】 | 【新設】 | 用者の数の合計数であるとした場合にお |
| | | | ける当該指定小規模多機能型居宅介護事 |
| | | | 業所等として必要とされる数以上である |
| | | | <u>こと。</u> |
| 40 | 自立訓練の対象者要 | 自立訓練(機能訓練、生活訓練) | 【削除】 |
| | 件の変更 | の対象者要件を定めた記載を削除 | |
| | 【①指定基準:第142条、 | し、どの障害種別でも利用できる | |
| | 第152条】 | よう変更。 | |
| 41 | 重度障害者包括支援 | 重度障害者包括支援のサービス提 | サービス提供責任者のうち1人以上は、 |
| '' | のサービス提供責任 | 供責任者について、専任要件の削 | <u>専任かっ</u> 常勤でなければならない。 |
| | 者の要件 | 除 | |
| | 【(1)指定基準:第114 | | |
| | 条第4項】 | | |
| 42 | 重度障害者包括支援 | 重度障害者等包括支援事業者が作 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、次 |
| | の取扱方針 | 成する支援計画の名称を、 | 条第1項の <u>重度障害者等包括支援計画</u> に |
| | 【①指定基準:第120条 | 「サービス利用計画」から「重度 | 基づき、利用者が自立した日常生活又は |
| | 第1項、第121条】 | 障害者等包括支援計画」に変更。 | 社会生活を営むことができるよう、当該 |
| | | | 利用者の身体その他の状況及びその置か |
| | | | れている環境に応じてその支援を適切に |
| | | | 行うとともに、指定重度障害者等包括支 |
| | | | 援の提供が漫然かつ画一的なものとなら |
| | | | ないよう配慮しなければならない。 |
| 43 | 重度障害者等包括支 | サービス提供責任者が重度障害者 | 【削除】 |
| ., | 援計画の作成 | 等包括支援計画の策定に際し、担 | |
| | 【①指定基準:第121条 | 当者会議を開催する等を定めて規 | |
| | 第2項】 | 定を削除。 | |

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|----|---|---|---|
| 44 | 「多機能型」の定義 【①指定基準:第2条 (6)】、【③最低基準: 第2条(3)】 | 多機能型事業所で行う事業に、児 童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) に基づく指定居宅訪問型児童 発達支援を加える。 | 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援B型の事業がに児童発達支援の事業、医療型児童発達支援の事業、放課後等デイサービスの事業、居宅訪問型児童発達支援の事業を少しまである。 |
| 45 | 共同生活援助【①指定基準:附則第7項、第8項】 | 共同生活援助において個人単位で 居宅介護等を対応する場合の特例 を3年延長する。 また、特例の対象サービスに「日 中サービス支援型指定共同生活援 助」を追加する。 | 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者について、第199条第3項の規定は、適用しない。 |
| 46 | 職場への定着のため の支援の実施 【①指定基準:第87条の 2、第149条、第159条】 【③最低基準:第44条の 2、第55条、第60条】 | 生活介護、自立訓練(機能訓練、 生活訓練)事業者に対し、就労系 サービスと同様、職場への定着の ための支援について努力義務を課 す。 【新規】 就労移行支援事業者に対し、利用 | 生活介護事業者《自立訓練事業者》は、 障害者の職場への定着を促進するため、 当該生活介護事業者が提供する生活介護 を受けて通常の事業所に新たに雇用され た障害者について、障害者就業・生活支 援センター等の関係機関と連携して、当 該障害者が就職した日から6月以上、職 業生活における相談等の支援の継続に努 めなければならない。 指定就労移行支援事業者は、利用者が自 |
| 4/ | 【①指定基準:第167条 の2】 | 者の通勤のための訓練を実施する ことを義務付け。 【新設】 | ら通常の事業所に通勤することができる よう、通勤のための訓練を実施しなけれ ばならない。 |

(2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(②)

※<u>二重下線</u>は改正箇所

| | 項目 | 改正の趣旨 | 改正後の条文(要約) |
|---|--|---|--|
| 1 | 従業者の員数に関する特例 【②施設指定基準:第6 条】 | 福祉型障害児入所施設に係る人員 基準を満たすことをもって、指定 障害者支援施設の人員基準を満た しているとみなす規定の削除。 | 【削除】 |
| 2 | 設備に関する特例 【②施設指定基準:第10 条】 | 福祉型障害児入所施設に係る人 員基準を満たすことをもって、指 定障害者支援施設の設備基準を 満たしているとみなす規定の削 除。 | 【削除】 |
| 3 | 福祉型障害児施設 と障害者支援施設 の一体的な運営の 特例 【附則】 | 上記①、②の特例について、平成 33 年 3 月 31 日までは従前通り運 営できる旨を附則に追記。 | この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。 |